

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める書面  
(株式交換に関する事後開示事項)

2026 年 9 月 18 日

株式交換完全親会社 THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社  
株式交換完全子会社 Pavilions 株式会社

2026 年 9 月 18 日

株式交換に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

東京都新宿区愛住町 22 番地

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社

代表取締役社長 亀田 信吾



東京都港区三田三丁目 5 番 27 号

Pavilions 株式会社

代表取締役 小室 哲哉



THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社（以下「THE WHY HOW DO COMPANY」といいます。）及び Pavilions 株式会社（以下「Pavilions」といいます。）は、2026 年 7 月 31 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 9 月 18 日を効力発生日として、THE WHY HOW DO COMPANY を株式交換完全親会社、Pavilions を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 9 月 18 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 (株式交換の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った Pavilions の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条 (株式買取請求) の規定による手続の経過

Pavilions は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2026 年 8 月 27 日付で、Pavilions の

株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社である THE WHY HOW DO COMPANY の商号及び住所を通知いたしました。

なお、会社法第 785 条第 1 項の規定により Pavilions に対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

### 3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過  
THE WHY HOW DO COMPANY は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定に基づく株式交換差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
THE WHY HOW DO COMPANY は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 8 月 27 日付で、THE WHY HOW DO COMPANY の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である Pavilions の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、THE WHY HOW DO COMPANY は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

### 4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により THE WHY HOW DO COMPANY に移転した Pavilions の株式の数は、普通株式

15 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) THE WHY HOW DO COMPANY は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により THE WHY HOW DO COMPANY の株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した完全親会社の株主はおりませんでした。

(2) Pavilions は、会社法第 319 条第 1 項の規定に基づき、2026 年 9 月 17 日付で、本株式交換契約を承認する旨の株主総会の決議があったものとみなされ、同法第 783 条第 1 項に定める本株式交換についての株主総会の承認を得ております。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定により Pavilions に対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) THE WHY HOW DO COMPANY は、本株式交換に際して、本株式交換により THE WHY HOW DO COMPANY が Pavilions の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における Pavilions の株主（但し、THE WHY HOW DO COMPANY を除きます。）に対して、その保有する Pavilions の普通株式 1 株につき THE WHY HOW DO COMPANY の普通株式 133,333 株と 3 分の 1 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、THE WHY HOW DO COMPANY が割当交付した普通株式の数の合計は、2,000,000 株です。

(4) 本株式交換により増加した THE WHY HOW DO COMPANY の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりです。

|       |                |
|-------|----------------|
| 資本金   | 金 0 円          |
| 資本準備金 | 金 84,000,000 円 |
| 利益準備金 | 金 0 円          |

以 上

